

キャリアコンサルティング約款

本約款は、愛知のキャリアサポートRevivalのキャリアコンサルタント（以下、「コンサルタント」）に、キャリアコンサルティングを受ける方（以下、「クライアント」）が、キャリアコンサルティングサービス（以下、「コンサルティング」）を受ける際に適応されます。本書の内容に同意の上、コンサルティングを受けていただくようお願いいたします。

第1条 【コンサルティングの内容】

1. キャリアコンサルティングは、クライアントの職業の選択や職業生活設計、能力の開発・向上を目的としています。医療行為ではありませんので、カウンセリング料金は医療保険ならびに医療費控除の対象にはなりません。
2. 相談内容や状況に応じて、本サービスの中断、終結または適切な専門機関を紹介する場合があります。
3. コンサルティングが常に全ての場合に有効とは限りません。コンサルティングの利用結果、万が一クライアントに不利益が生じても、コンサルタントは責任を負わないものとします。
4. クライアントが未成年者の場合、保護者の許可・同意書への同意が得られない場合には、キャリアコンサルティングの提供をお断りいたします。

5. クライアント様ご本人の個別の許可が得られる場合、録音機器等で記録させていただく場合がございます。
6. カウンセリングの性質上、クライアント様ご本人のご希望であっても、カウンセリング記録自体は、カウンセリング中並びにカウンセリング終了後においてもクライアント様にご開示することはできません。

第2条 【コンサルティングの中止】

1. コンサルティングの利用に関して、クライアントはいつでもコンサルティングの中止を申し出ることができます。
2. 以下の場合には、コンサルタントの判断により、コンサルティングを中止することがあります。
 - 1). クライアントがコンサルティングの料金支払いを怠った場合
 - 2). クライアントが守秘義務に違反した場合
 - 3). クライアントがコンサルタント、または第三者に危害を加える可能性があると判断した場合
 - 4). クライアントが、酩酊状態等、対話が困難な状態で来談された場合
 - 5). 予約時間の過度の変更、無断キャンセルなどが重なった場合
 - 6). クライアントとコンサルタントの信頼関係が維持できないと判断された場合
 - 7). キャリアコンサルティングの範囲を超える相談がなされた場合

第3条 【クライアントの責任】

コンサルティングの利用にあたり、クライアントには次の責任が発生いたします。

- 1). コンサルティングの利用はクライアント自身の意志と責任において、判断しお決めください。
- 2). コンサルティングの成果をあげるために、クライアントは必要な情報を率直に提供下さい。ただし、お話になりたくない事を無理に話していただく必要はありません。
- 3). コンサルティングの継続中に、クライアントは様々な重要なことを決める可能性があります。決定はクライアント自身がおこなうものとし、それに基づいた行動の結果に対する責任はクライアント本人に帰することをご理解ください。
- 4). コンサルティングが進むにつれて、不快な気持ちが湧いてくる場合があります。
そのこと自体を話し合うことが重要なことをご理解下さい。

第4条 【コンサルティング料金】

1. クライアントは、「キャリアコンサルティング料金一覧表」に規定の料金をお支払いただきます。
2. 支払いの方法は、原則、前日までに当事務所指定の銀行口座にお振込みをお願いいたします。間に合わない場合は、当日カウンセリング前の現金前払いをお願いいたします。
その際は領収書を発行させていただきます。

お約束の開始時間に遅れた場合、料金の減額、時間の延長はできません。

(振込手数料は、クライアント負担といたします。)

キャリアコンサルティング料金表

実施場所	実施方法	料金
尾張旭市内・瀬戸市内	対面	6,000 円/時間+交通費
尾張旭市内・瀬戸市内	オンライン	6,000 円/時間
名古屋市内	対面	6,000 円/時間+交通費
名古屋市内	オンライン	6,000 円/時間
東海地区（上記市内を除く）	対面	8,000 円/時間+交通費
東海地区（上記市内を除く）	オンライン	6,000 円/時間

※交通費に関しましては、現地までの実費(公共交通料金)をいただきます

※対面の場合は、クライアントの方でカウンセリングルームのご準備をお願いします

(公共施設の会議室やレンタルルーム等)

またコンサルタントの方でカウンセリングルームのご準備も可能ですが、使用料金を実費として別途いただきます

第5条 【キャンセル料金】

クライアント都合でのキャンセルがあった場合、以下の通りキャンセル料をお支払いいただきます。

- | | |
|-----------------------|------------------|
| 1). 前日のキャンセル | コンサルティング料金の 50% |
| 2). 当日のキャンセル | コンサルティング料金の 100% |
| 3). 連絡なし（キャンセルとみなします） | コンサルティング料金の 100% |

第6条 【コンサルタントの資格】

コンサルタントは、次の資格を持ち、コンサルティングを提供いたします。

- 1). 国家資格キャリアコンサルタント
- 2). ファイナンシャルプランナー(AFP)・2級FP技能士
- 3). 産業カウンセラー
- 4). 大阪商工会議所 メンタルヘルスマネジメント2級
- 5). 個人情報保護士
- 6). 国家資格第一種衛生管理者
- 7). 准メンタルケア心理専門士 TM
- 8). セカンドキャリアアドバイザー
- 9). 日本実務能力開発協会認定コーチ
- 10). グリーフケアアドバイザー

第7条 【コンサルタントの所属】

コンサルタントは、次の所属しており、コンサルティングを活動します。

- 1). キャリアコンサルタント協議会
- 2). 日本産業カウンセラー協会
- 3). 日本ファイナンシャルプランナー協会

第8条 【コンサルタントの倫理】

コンサルタントは、特定非営利活動法人キャリアコンサルティング協議会の「キャリアコンサルタント倫理綱領」に基づき、コンサルティングを提供いたします。

第9条 【守秘義務】

1. カウンセラー及びクライアントは、カウンセリングを通じて知りえた情報を厳重に保護し、相手方の許可なく第三者に開示しないものとします。

2. ただし、次の目的に限り、個人識別されない状態で情報を使用する場合があります。

1). コンサルティング向上の目的をもって、カウンセラーがスーパーバイズ

(専門職上位者からの指導助言) を受ける場合。

2). コンサルティング向上の目的をもって、カウンセラーがケースカンファレンス

(専門職間の検討) をおこなう場合。

3). 本サービス向上や学術研究の目的をもって、統計資料として使用する場合。

3. また、以下の項目に該当する場合は個人情報を開示することがあります。

1). クライアントから、書面上にて情報開示の同意を得た場合

2). クライアントが自殺をする意思を表明し、実行する可能性が非常に高いと
コンサルタントが判断した場合

3). クライアントまたは第三者の生命が危険にさらされるおそれ、または、著しい
法令違反があるとコンサルタントが判断した場合

4). クライアントまたは第三者が虐待を受けている可能性または、虐待の危険にさら
される可能性があるとしてコンサルタントが判断した場合

